

[ 事案 19-17 ] 失効取消・入院給付金等請求

- ・平成19年7月13日 裁定申立受理
- ・平成20年6月25日 裁定打切り

< 事案の概要 >

契約が失効した原因は、保険料の振込手続きを委託した営業担当者が手続きしなかったことにあるとして、失効の取消しと給付金の支払い等を求め申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

- (1) 契約 は、平成10年に加入以来、保険料を現金で営業担当者に預け、払込手続きを依頼してきたが、15年9月分と16年3月分の保険料が未払いであったため、平成16年9月に失効したと保険会社は言う。しかし、同保険料は営業担当者に渡して保険料払込みをお願いしたものであり、失効の原因は営業担当者の取扱いに問題があったためである。平成17年10月～18年4月までの165日間、股関節手術のため入院したが、契約 を失効させた責任は営業担当者にあるので、契約を復活させて入院給付金(120日分)の支払いを求める。
- (2) 契約 は、契約 の失効が判明した後に、同契約の復活を希望したにもかかわらず、営業担当者の執拗な勧誘により契約締結に至ったものである。その際、営業担当者は、近々股関節の手術を行うこと、および過去5年以内に股関節治療のため入院していた事実を知っていながら、契約させたことは違法と言わざるを得ない。(同契約は告知義務違反により18年7月に解除されたが)契約が解除されるまでに、契約 について支払った保険料(約14万円)の返還を求める。

< 契約 >

契約年月	平成10年3月
保険料支払方法	半年払・送金扱
契約失効	平成16年9月

< 契約 >

契約年月	平成17年10月
保険料支払方法	月払・口座振替
契約解除	平成18年7月

< 保険会社の主張 >

- (1) 契約 が失効した理由について、申立人は営業担当者に保険料を預けたにもかかわらず、営業担当者が保険料を保険会社に送金しなかったためであると主張するが、営業担当者は加入以来、申立人から一度も保険料を預かったことはなく、横領の事実はない。逆に、申立人から依頼されて、営業担当者が自己資金を立て替えて保険料の送金を行ったことが複数回ある。同契約が失効した原因は、申立人が保険料を支払わなかったことにあり、同契約に基づく入院給付金の請求に応ずることは出来ない。また、同契約が失効したことについて、営業担当者に何らの原因、責任もなく、同契約を復活させる理由はない。
- (2) 失効した契約 は、復活させるために多額の保険料(50万円程度)は支払えないとの理由で復活しない、との申立人の意向で復活しなかったものであり、契約 は契約 が失効して以来、申立人に保障がない状態であったので営業担当者が勧誘したものである。また、営業担当者は契約 を勧誘する際、申立人が近々股関節の手術

を受けることなど聞いておらず、申立人の主張は事実無根である。したがって、契約は有効に成立しており、既払込保険料相当額返還の請求には応じることは出来ない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会は申立書、答弁書等にもとづいて審理を進めるとともに、申立人代理人弁護士および保険会社と意見交換を行った結果、以下のとおり、審査会が適正な判断をすることは困難であり、裁判手続きによることが相当であると判断し、生命保険相談所規程第36条1項(4)にもとづき、裁定手続きを打ち切った。

- (1) 本件の保険料払込方法は銀行振込みによるものであり、営業担当者に保険料受領権限が存在しないことは明らかである。仮に申立人が営業職員に保険料相当金額を渡したとしても、保険会社が保険料を受領したことにはならず、保険契約の失効という法律効果を左右するものではない。
- (2) もちろん、営業職員が実際に受領した保険料を費消した場合には、相手方会社において同職員の不法行為について使用者責任を負い、保険契約の失効による損害の賠償責任を負う可能性があるが、これらの事実を認定するためには、厳密な証拠調べ手続きを経る必要がある。しかし、裁判外紛争処理機関である当裁定審査会にかかる証拠調べ手続きを有しておらず、公正な判断を行うためには、本件は当裁定審査会において裁定を行うことは適当でないと判断する。